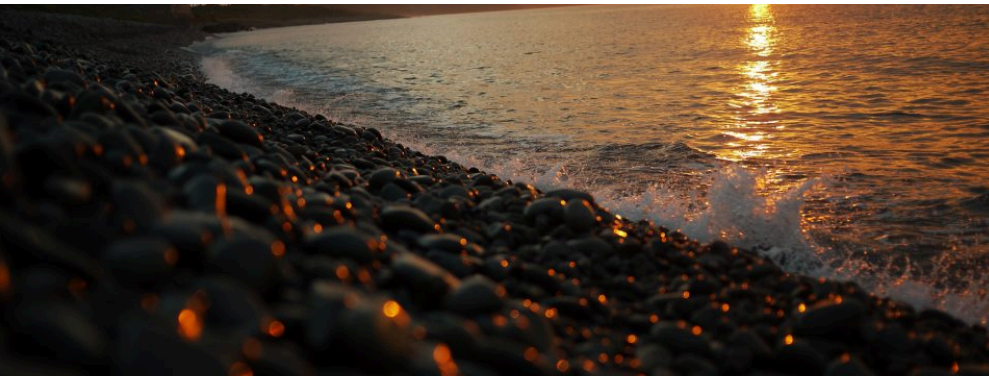




鳥取の地方自治改革

～新たなデモクラシー～



鳥取県民参画基本条例の制定

県民とのパートナーシップによる鳥取発の新しいデモクラシーの創設を目的に、「**県民参画基本条例**」を制定(平成25年3月)

基本理念 (第2条)

- 県民への情報入手・意見表明機会の付与
- 県民意見の多様性の尊重と多様な意見の受入れ
- 意見の統合と合意形成過程の重視
- 協働による地域づくりの推進

情報公開・情報提供 (第3条～第5条)

- 県の保有情報についての県民の知る権利と県による説明責任
- 多様な媒体を活用して積極的に情報提供する努力義務

県民参画 (第6条～第11条)

- 多くの段階で県民意見聴取の多様な手法を用いる努力義務
- 多様な意見等の把握のため複数手法を組み合わせる努力義務
- 重要な計画・条例等についてパブリックコメントを原則実施する義務
- 県の施策等に対し意見等を提出できる制度・審議会委員の一部公募 等

県民投票制度 (第12条～第27条)

都道府県では初!

● 対象事項 **【要件を満たせば実施する常設型】**

- ① 県の存立の基礎的条件に関する事項
- ② 県の実施する特定の重要施策に関する事項
- ③ 現在又は将来の県及び県民全体に重大な影響を与える事項(他に住民投票制度があるもの、県の権限外の事項等は除く。)

● 投票資格者 知事及び県議会議員の選挙権を有する者

● 発議権者及び発議要件

発議者	発議要件
県民発議	・選挙人名簿登録者の1/10以上の署名 →議会議決により実施 ・選挙人名簿登録者の1/3(40万人超の部分は1/6)以上の署名⇒必ず実施(※)
知事発議	議会の過半数の反対がある場合以外は実施
議員発議	1/12以上の議員で提案し、議会議決により実施

● 公平で客観的な情報提供の仕組み(選択肢等検討委員会)

選択肢の妥当性確保等のため、投票実施前に選択肢や投票の判断に資する情報を検討する委員会を設置できる。

(※の場合は必置)

パートナー
県政推進会議

協働提案・連携推進事業
(アドボケートプランニング
制度)

透明度全国NO.1県庁
(H22～H24:全国市民オンブズマン
連絡会議情報公開度調査)

電子アンケート会員
1.65倍
(H24:297人→H26:489人)

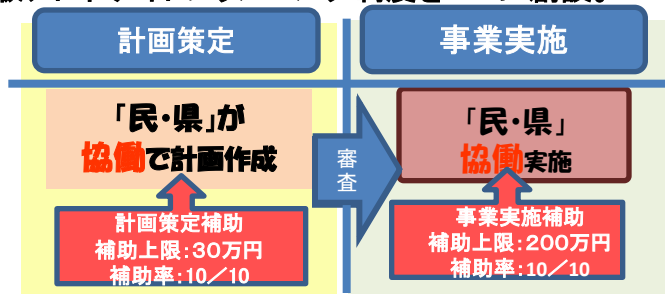
審議会委員公募の増
公募会議数:5→15

鳥取県民参画基本条例制定による県民参画の進展

協働提案・連携推進事業

(鳥取県版アドボケートプランニング制度)

パートナー県政推進の一環として、官民協働で地域課題の解決を図る鳥取県版アドボケートプランニング制度をH25に創設。



採択事業の例

■ H25採択くまのようちえんまるたんぼう>

くまのようちえんの取組を県内に普及するため、活動の自由度を尊重しつつ行政が支援するための基準(認証制度)作りを官民協働で行う。

透明度全国NO.1県庁

(情報公開制度)

平成22年度から平成24年度まで全国市民オンブズマン連絡会議の「情報公開度調査」において3年連続で満点1位！(以降は調査実施なし)

鳥取県の情報公開の特徴

- HP等による積極的な情報提供(予算編成過程、退職者の再就職情報、監査調書等)
- 外郭団体等の情報公開(土地開発公社・住宅供給公社・100%出資法人・指定管理者は県の機関と同様の情報公開を義務付け等)
- 開示請求によらない簡易な情報提供(任意提供)の積極的実施
- 開示の際の実費負担(コピー、CD-R代等)の全国最安値

「パートナー県政推進会議」設置

- ・ 条例の理念を具体化し、パートナー県政の実現を目指すことを目的として、県民の方々の思いを、より県行政に反映させるとともに、本県の抱える課題を県民と県行政が共有し、ともに手を携えて、その課題にチャレンジし、解決していくための連携策、推進策について検討を進める「パートナー県政推進会議」を平成25年度に設置。
平成26年度は8月、1月に開催。
[委員]14名、[若者委員]4名

「県政アンケート制度」の充実

- ・ 県政の懸案のテーマについて県民意向を把握するために実施する「県政参画電子アンケート」会員が、条例施行後1.6倍に大幅増(H24:297人→H25:473人)
人口に対するアンケート会員数の割合が、中四国・近畿府県でNO.1に。
平成27年度は1,000人の会員登録をめざして強力的に募集。
- ・ 条例に規定する「県民の意見を聴くための多様な手法」の一つとして「無作為抽出アンケート」(住基台帳を元に無作為に抽出した者に対して、郵送で実施するアンケート。テーマに応じて対象年代等を絞ることも可。)を平成25年度に新たに制度化。

「審議会等委員公募」の増

- ・ 条例による審議会等委員の一部公募の努力義務化を受け、374審議会等のうち従前から公募していた「男女共同参画審議会」「食の安全推進会議」等5審議会に加え、「パートナー県政推進会議」「協働提案・連携推進事業補助金審査会」「子育て王国鳥取会議」等10審議会が新たに公募を行った。(計15審議会)(H26.12月末現在)。
今後も委員公募の増加に取り組む。

手話言語条例の制定と全国への波及

全国初！

手話言語条例の制定 <H25.10>

全国的な課題

- ・ 地域で手話が普及しない現状
- ・ ろう者の皆さんの長年の悲願“手話を言語と認めて欲しい”

条例制定・取組

手話を言語と認め、地域で手話の普及を進める

「手話言語条例」を制定し、すぐに具体的な取組をスタート

- ・ 教育現場での手話の普及を推進！
- ・ ミニ手話講座の開催、手話学習会補助金制度の創設等により、地域での手話の普及を推進！
- ・ 遠隔手話通訳サービス等の新しい取組にも挑戦！

●同様の条例は、神奈川県、北海道石狩市等、鳥取県を含む10自治体で制定され、現在も他自治体において条例制定に向けた動きがある。

●国に「手話言語法」の制定を求める意見書は、全ての都道府県議会、1,555市区町村議会で採択されている。

●条例制定後、NHK手話ニュース等様々なメディアで取り上げられ、他県からの講演依頼も。条例制定から1年

たった今も本県の取組が注目を集め続けている。



H25.10.8、手話言語条例成立を喜ぶ平井知事とろう者

- ・ 条例可決日にはその瞬間に立ち会おうと、全国から約100人のろう者・関係者が議会に集まりました。



遠隔手話通訳サービス

県民向けミニ手話講座



「手話を広めよう！ひょうごの集い」(H26.9.6 兵庫県神戸市)

手話言語条例の内容①

I 目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現すること

II 条例の内容

(1) 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産

(2) 手話の普及は、ろう者とそれ以外の者が相互の違いを理解し、個性と人格を互いに尊重することを基本

(3) 役割・責務

- ① 県：県民の理解を深め、手話を使用しやすい環境の整備を推進する
- ② 県民：ろう者及び手話を理解するよう努める
- ③ ろう者、手話通訳者：県民のろう者への理解促進、手話の普及促進に努める
- ④ 事業者：ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい職場環境の整備に努める

手話言語条例の内容②

Ⅱ 条例の内容

平成25年10月11日施行

(4) 手話に関する環境整備

- ① 県は、「障害者計画」で手話に関する取組を定め、総合的・計画的に推進
- ② 県は、あいサポート運動の推進、県民が手話を学べる機会の確保、職員の手話を学習する取組を推進
- ③ 県は、手話を用いた情報発信、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行う
- ④ 県は、手話通訳者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図る
- ⑤ ろう児が通学する学校の設置者は、教職員の手話技術向上に必要な措置を講ずるとともに、ろう児及びその保護者に学習の機会の提供、教育に関する相談・支援等に努める
県は、学校教育で利用できる学習手引書の作成その他の措置を講ずるよう努める
- ⑥ 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備を行う事業者に必要な支援を行う
- ⑦ ろう者及びろう者の団体は、自主的に普及啓発活動に努める
- ⑧ 県は、ろう者等が行う手話に関する調査研究の推進・成果の普及に協力する
- ⑨ 県は、手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずる

(5) 鳥取県手話施策推進協議会の設置 「障害者計画」に手話に関する取組を定める

際に知事に意見する機関

危険ドラッグの規制強化への取組

1 規制強化を行った背景

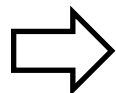
危険ドラッグによる事件・事故が大きな社会問題となる中で、従来の薬物の成分を特定して規制する手法では、業者と行政・警察の「イタチごっこ」により、取締りが極めて不十分となっていた。

2 鳥取県条例による規制の概要

成分が特定されていなくても、覚醒剤・大麻・麻薬・あへん等と同程度に幻覚や陶酔等の作用を人の精神に及ぼす薬物を「危険薬物」と定義し、その製造・販売・所持・使用を全面禁止。立入り調査を行い、違反者には罰則を科す。

＜従来の規制手法＞

物質を特定して規制



＜新たに打ち出した規制手法＞

人の精神に及ぼす作用で規制

＜鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例抜粋＞

平成26年10月17日改正

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

(1) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)第1条に規定する大麻

(2) 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料

(3)～(6) 略

(7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔、その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの(酒類、たばこ及び医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品を除く。以下「危険薬物」という。)

3 鳥取県条例の規制方法の広がり

鳥取県発の新たな規制手法が京都府や兵庫県の条例制定や医薬品医療機器等法(旧薬事法)の改正(販売停止命令対象製品の追加)に影響を与えた。

鳥取県ふるさとハローワークの取組

＜鳥取県ふるさとハローワークについて＞

名称	鳥取県ふるさとハローワーク八頭	鳥取県ふるさとハローワーク境港
設置場所	八頭庁舎 別館1階 (八頭郡八頭町郡家100)	境港市役所1階 (境港市上道町3000)
開所日	平成20年4月1日	
運営管理	鳥取県	

＜国、県、市町の枠組み＞

国	県	市町
○相談員を配置し、職業相談、職業紹介、職業訓練受講指示等を行う (雇用保険業務を除く) * 窓口対応 ○求人情報自己検索機を設置	○就職支援員を配置し、職業相談(窓口、出張)職場定着支援、パソコン講習の受講指示等を行う * 求職者の状況にあわせたきめ細やかな対応	○施設の提供(八頭は県から借受け) ○施設の維持管理費(光熱水費等)を負担

設置の経緯

- 平成19年11月 鳥取労働局から関係市町村にハローワーク廃止方針が説明される。知事は撤回を申し入れ。
- 国は代替措置の検討を約束。
- 平成20年1月 国から地域職業相談室(ふるさとハローワーク)の設置が可能になった旨を知事に説明。国・県・地元市町でふるさとハローワークを設置することで合意。

＜利用状況の推移＞

単位：人

	新規求職者数			(うち就業支援員の相談者数)			就職者数		
	八頭	境港	計	八頭	境港	計	八頭	境港	計
H24	407	857	1,264	452	439	891	478	802	1,280
H25	283	888	1,171	389	392	781	465	838	1,303
H26(12月末現在)	133	629	762	250	239	489	314	524	838
H26(実績見込)	177	838	1,015	333	318	651	418	698	1,116

「三段ロケット型分権国家」モデルの提案 ～住民のため、地域のために

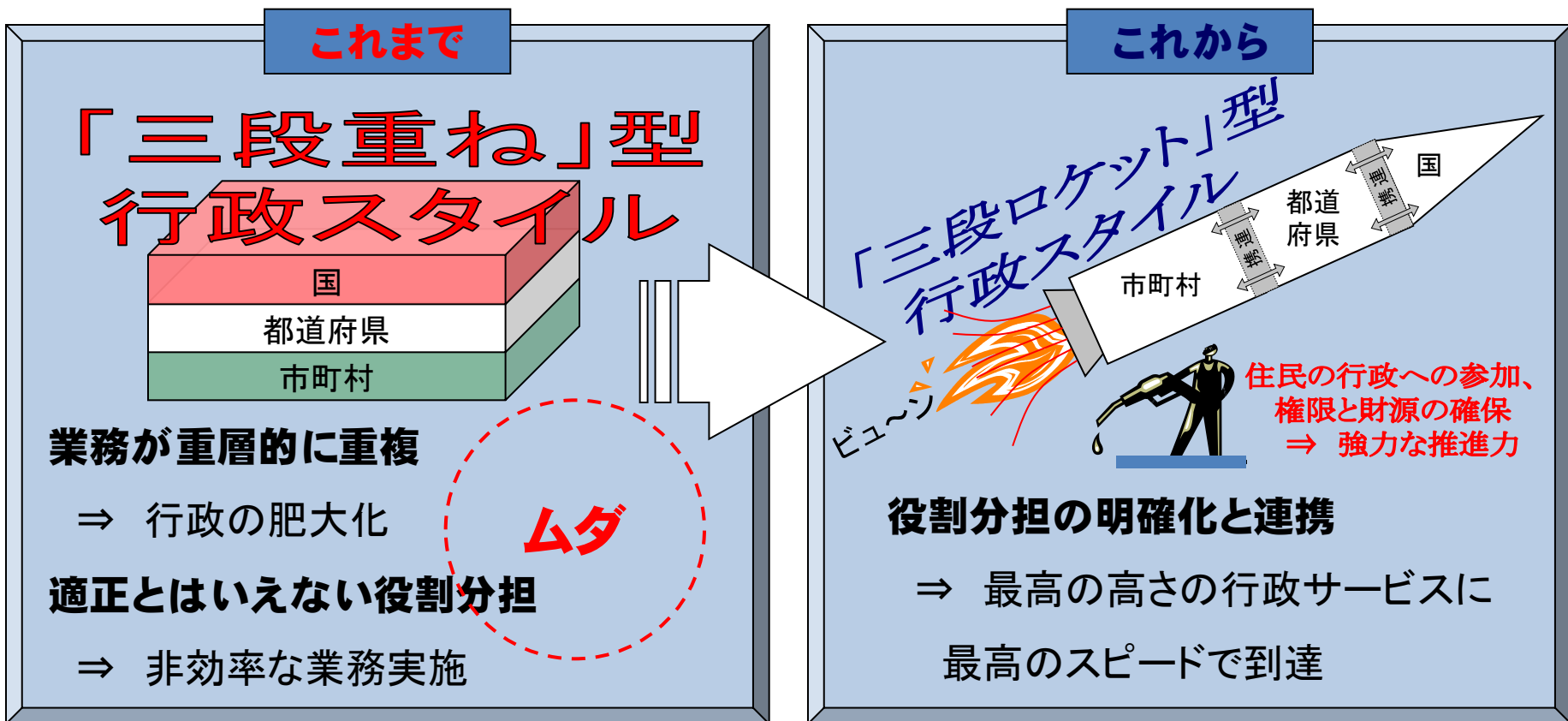
平成22年5月 鳥取県地域主権研究会(スーパーバイザー: 神野直彦東京大学名誉教授・地方財政審議会会長)

3つの柱

①地域住民の選択のもと、住民参加により、地域のことを地域で決定する社会

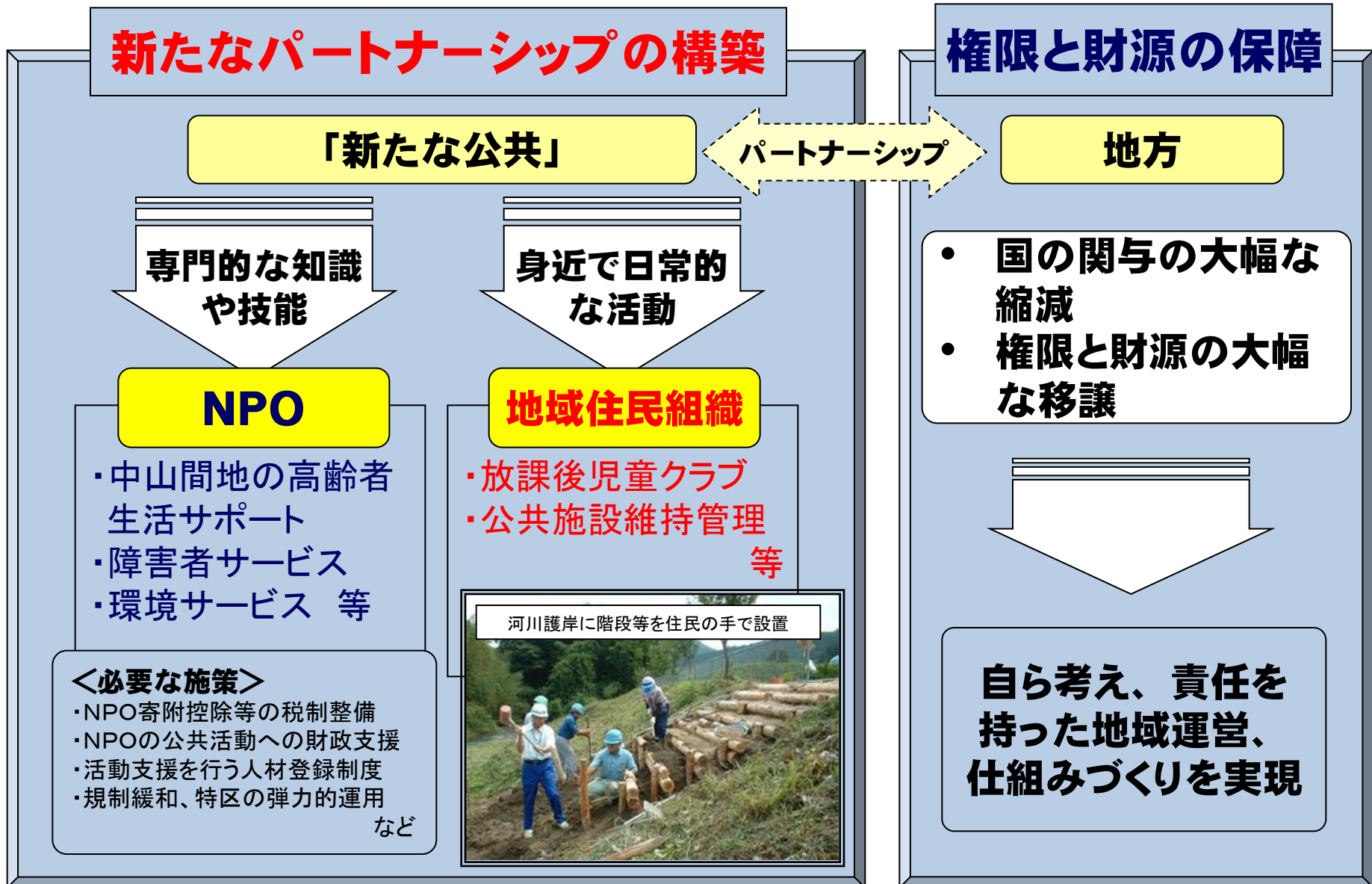
②地方と国とを通じて効率的行政サービスを提供する社会

③地域の自由と自立とを確立するための財源が保障された社会



「三段ロケット型分権国家」モデルの提案 ～住民のため、地域のために

平成22年5月 鳥取県地域主権研究会



簡素で効率的な「中間的な自治体」の創設について

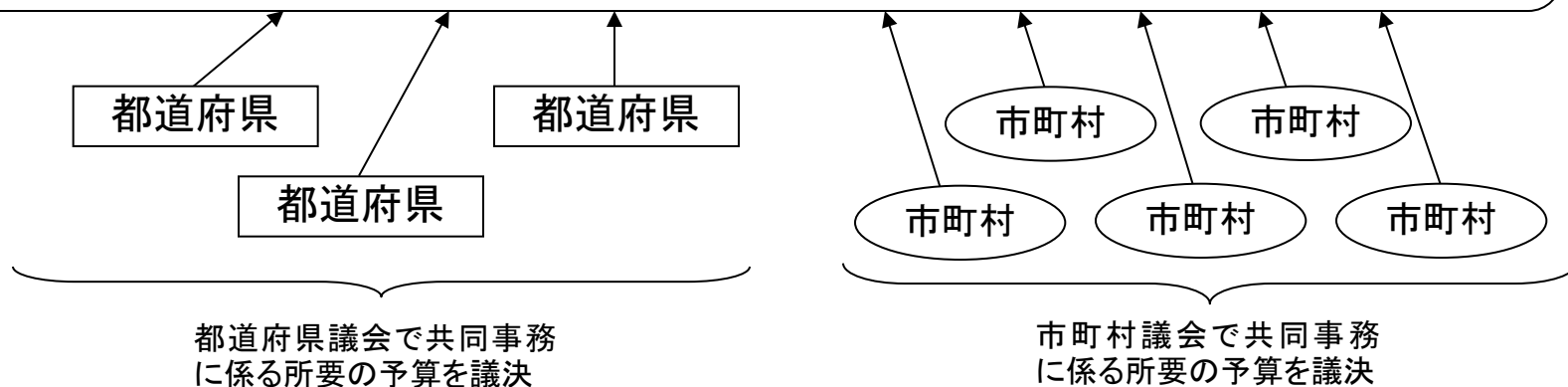
ハイブリッドサービス提供主体 : 広域執行連合(仮称)

平成22年5月 鳥取県地域主権研究会

都道府県間、都道府県と市町村間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合(仮称)」を地方で創設することを提案。

ハイブリッドサービス提供主体 : 広域執行連合(仮称)

- 都道府県、市町村のそれぞれの議会の議決を経て組織。
- 構成団体(都道府県・市町村)の議会で議決された予算を執行する。
⇒ 連合長(仮称)の選任や、議会、監査などは、簡素で効率的な仕組みとする。
- 法人格を持つため、共同事務に係る予算を、広域執行連合(仮称)の名において執行が可能。
- 事務(法的権限の行使、契約締結等)も広域執行連合(仮称)が法的主体となり執行。



ハイブリッド行政の推進

日野地区連携・共同協議会

- 目的 県及び日野郡3町による事務の連携管理、共同執行により、行政サービスの維持、向上等を促進し、諸課題の解決を図る。
- 設置日 平成22年7月23日
- 構成団体 鳥取県、日南町、日野町、江府町
- 主な担当事務



障がい者雇用

悪質な訪問販売の
防止等に向けた取組

道路維持管理等の
事務の連携、共同化
に関する協議

母子保健分野における
発達支援

消費者行政に関する
関係機関との連携

県、町の役割と権限
移譲に関する協議

事務用品等の共同発注

県と市町村、市町村間での
新たな連携・共同モデル



<取組例1> 道路の除雪・維持管理

【従来】

県は県道を、町は町道を各々が除雪、維持管理

【協議会の取組】

県道の除雪等を町に委託(一部)

町内の県道、町道の補修、除草、除雪等を町が一体的に実施

◎成果

住民に身近な町の実施による迅速な対応

<取組例2> 鳥獣被害対策

【従来】

各町が個別に被害防止対応、対策指導

【協議会の取組】

日野郡鳥獣被害対策協議会を設置

当該協議会で実施隊を設置し、郡内の被害対応、対策指導、狩猟後継者育成を一体的に実施

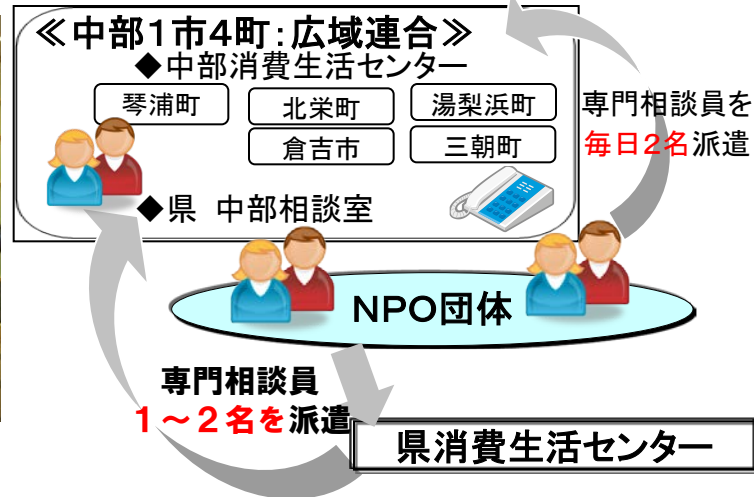
◎成果

常駐隊員による速やかな現場対応、業務のスリム化、鳥獣駆除を担う狩猟者の育成・確保

市町村と県の共同事務処理の推進

● 県と市町村共同による消費生活相談委託（H24年度～）

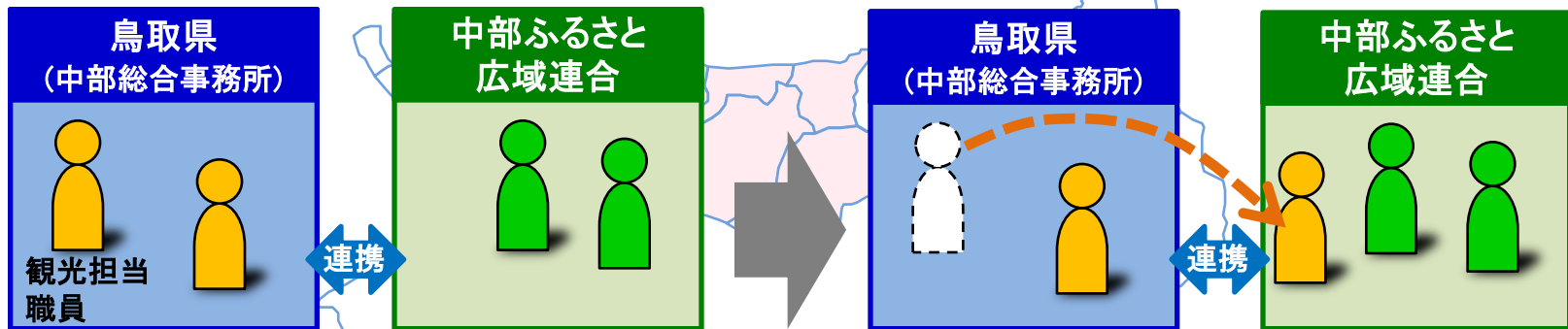
県と市町村が共同で、NPO
団体へ相談業務を委託
⇒各市町村で専門相談員
の対応が可能
特に中部地域では、県と中
部5市町の相談窓口を共同
施設内に設置
⇒専門相談員が常駐



● 県と市町村職員の研修を共同実施（H24年度～）

市町村職員の階層別研修を県が受託し、県の職員人材開発センターで実施
●全市町村、広域行政管理組合、広域連合の職員が対象
●地方自治法の規定による事務の委託（県が受託実施）

● 観光分野における県と中部ふるさと広域連合との連携体制の構築（H25年度～）



県の観光担当職員が広域連合に「常駐」し、県の業務を実施
⇒広域観光分野で連携強化し、情報発信などで相乗効果 12

関西広域連合への参画

広域観光 文化振興

世界遺産や国宝・重要文化財など歴史・文化遺産を数多く有する関西圏域が連携し、国内外からの旅行者の増加を図る。

また、山陰海岸ジオパークの推進に関する事務を鳥取県が担当し、山陰海岸ジオパークの知名度向上や利活用促進を図る。



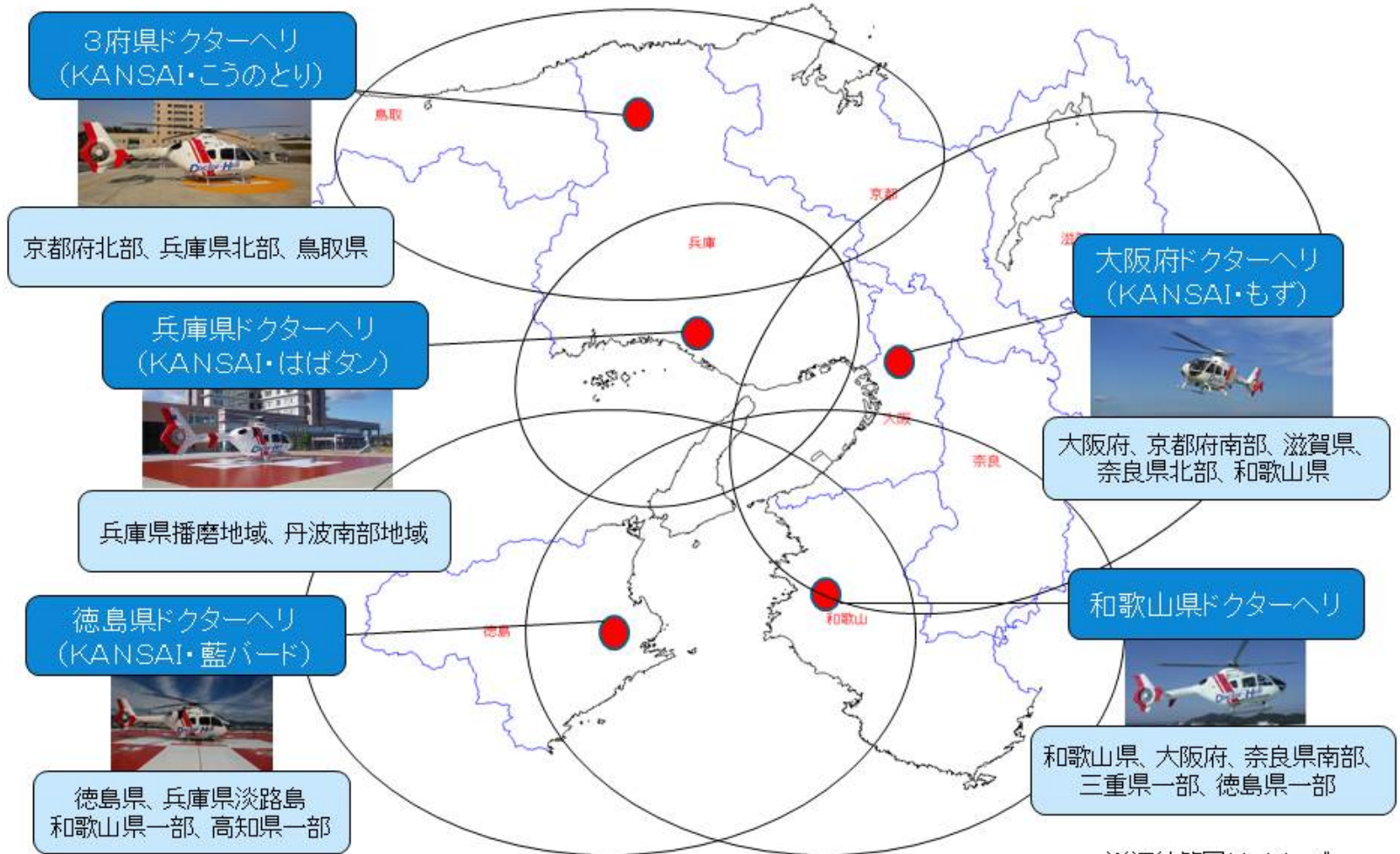
外国人旅行者向けフリーペーパーでPR



関西広域連合への参画

広域医療

関西広域でドクターヘリを運航することにより、効果的かつ広域的な救急医療体制を整備。あわせて、関西全体での複数のドクターヘリによる相互応援体制を構築。



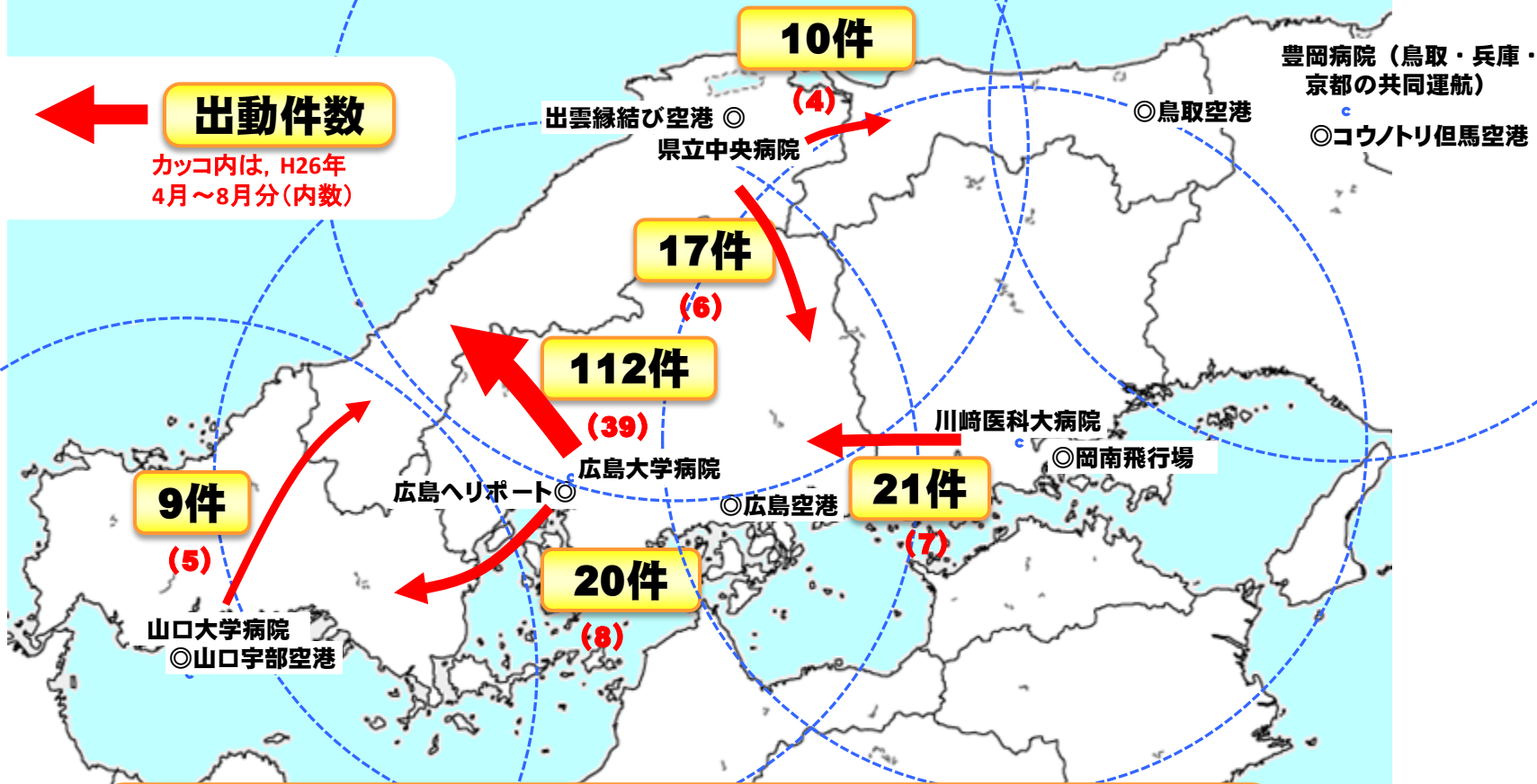
※運航範囲はイメージ

3府県ドクターヘリ(基地:公立豊岡病院)の25年度運航実績が1422件(鳥取県も過去最多の要請件数73件)。

中国地方知事会 ドクターヘリの広域連携

出動件数

カッコ内は、H26年
4月～8月分(内数)



平成25年1月23日

中国五県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定締結

平成25年5月1日～6月17日

基本協定に基づく運航を順次開始

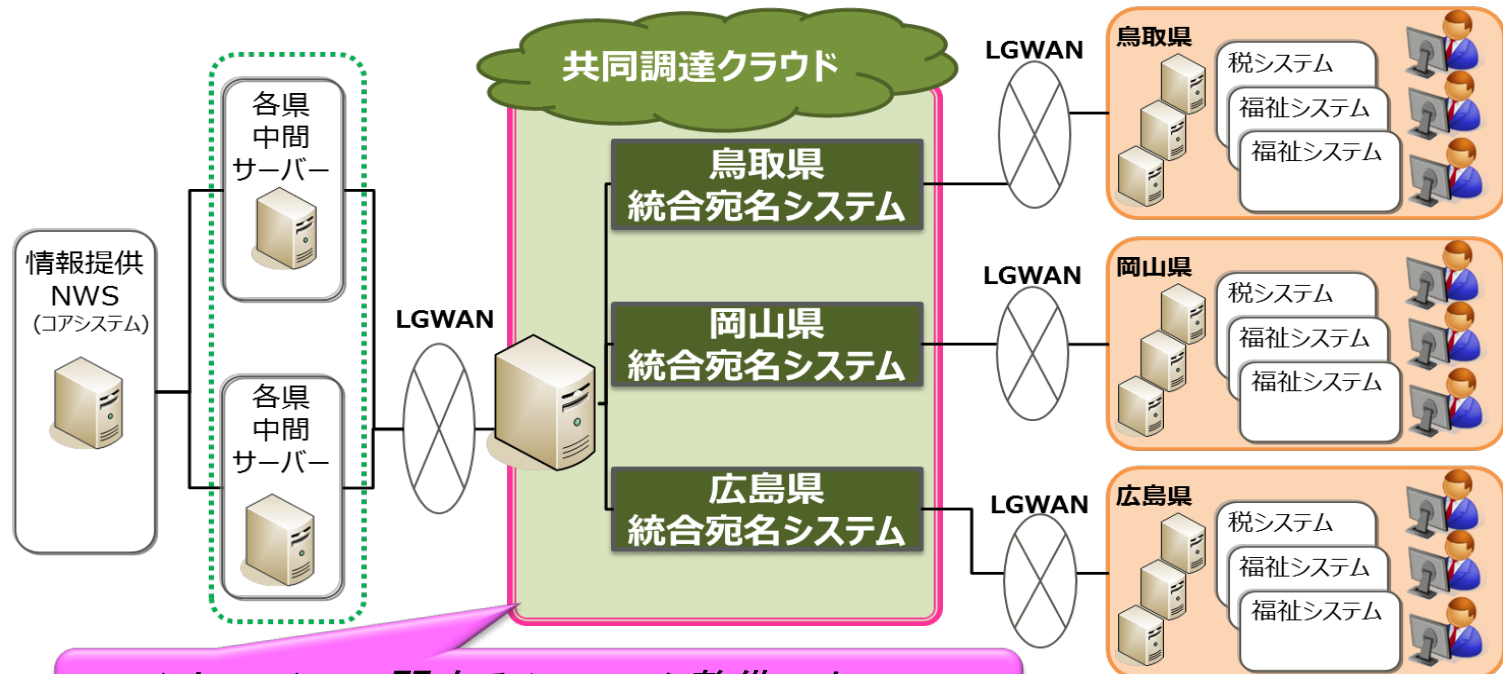
※平成26年8月までの広域連携による運航実績は合計 **189件**

統合宛名システムの共同調達・運用

● 鳥取県・岡山県・広島県の3県共同によるシステム調達の実施

マイナンバー制度の導入に際して、各地方公共団体で整備が必要となる「統合宛名システム」について、3県共通仕様により共同調達を実施。

3県が共通の仕様で調達・共同運用を行うことで、機器整備費や運用・保守費の低減を図り、効率・効果的なシステム整備を図る。



マイナンバーに関するシステム整備において、都道府県レベルの共同調達は全国初の取組み！

※1月末の業者決定に向け調達実施中

鳥取市中核市移行に伴う保健所機能の連携

鳥取保健所



中核市移行推進体制

県 市

中核市移行に関する県・市協議会
 《重要事項の協議・調整》
 ※東部4町もオブザーバー参加

- 中核市移行支援PT
- 総務部会
 - 福祉・保健・環境部会
 - 都市計画部会
 - 教育部会

協議・調整

- 中核市移行推進本部
- 幹事会
 - 総務部会
 - 民生・保健衛生・環境保全部会
 - 都市計画部会
 - 文教部会

《事務移譲の基本方針》

現在 県が1市4町の保健所事務を所管

中核市移行後 4町の保健所業務も含め、現在の保健所事務を市へ移譲

区域	法定事務		県単独事務
東部4町域	県の法定事務 ⇒市へ委託	県の法定事務 ⇒市へ委託	県独自事務 ⇒市へ委託
鳥取市域	中核市の法定事務 ⇒市の法定事務	法令上、中核市に移譲されない法定事務 ⇒市へ権限移譲	県独自事務 ⇒市の独自事務へ移行等
		<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の措置入院等 関連事務 ⇒市へ権限移譲 免許申請に係る経由事務等 	

鳥取市の中核市移行に合わせ、県・市・町で連携・調整し、事務移譲を推進
 ⇒圏域全体の住民サービスの向上、業務効率化

全国に先駆けた子育て支援の取組

事業開始	国に先行した県の取組
H19	子育て応援パスポート事業の開始
H21	多子世帯に対する保育料軽減の充実
H22.9	「子育て王国とっとり」の建国を宣言
H23	小児医療費助成対象の拡大、病児病後児保育の充実 放課後児童クラブの拡充
H24	少人数学級の拡充
H25	不妊治療費の助成拡大 事業所間婚活コーディネーター設置事業の開始
H26.3	「子育て王国とっとり条例」を制定
H26	中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業の開始 森のようちえん等に対する運営費助成モデル事業の開始 男性の子育てしやすい企業支援奨励金を開始

取
り
組
ん
だ
結
果

**合計特殊出生率
回復！！**

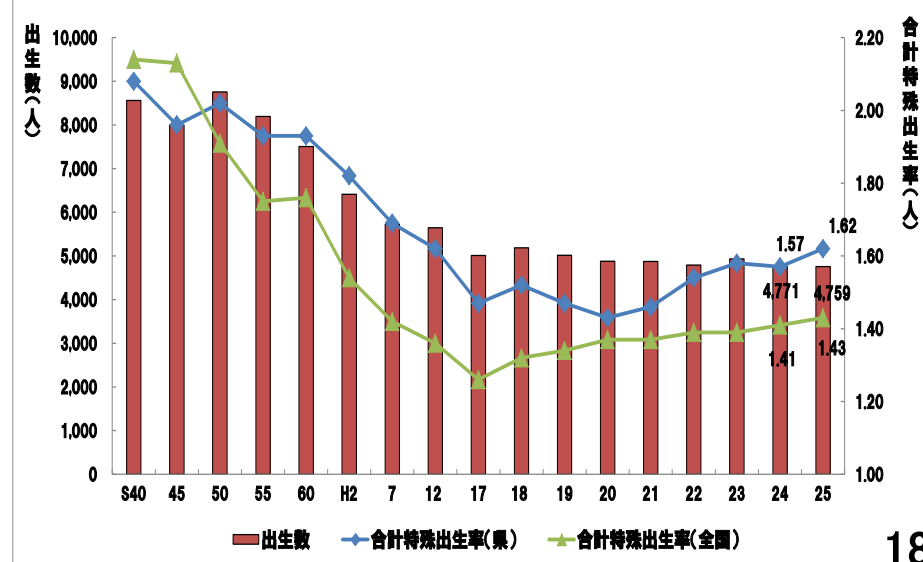
**平成20年 1.43
(全国17位)**



**平成25年 1.62
(全国7位)**

今後も子育て支援策を強化

- ・ 第3子保育料の軽減
- ・ 小児医療費助成の拡大
- ・ 病児・病後児保育の充実
- ・ 婚活支援の充実
- ・ 産科医不在地域の出産環境の充実



森のようちえん認証制度の創設

森のようちえんとは

森などの自然フィールドでの自然体験活動を基軸とした保育・幼児教育の総称

四季折々の自然のなかで保育



子どもが自由に決めて活動



異年齢の子と一緒に活動



自然豊かな鳥取県の特徴にマッチした取組であり、県としてサポート

効果調査研究 (H23~28)

森のようちえんに通う子どもの発達を調査・分析

情報収集 (H26)

各地の森のようちえんへのアンケート、現地視察

森のようちえんモデル運営費補助事(H26)

認証制度の検討ため、モデルとして森のようちえんを運営する事業者へ運営費を補助 (県10/10)

交付先

市町	ようちえん名	利用者(H26.5)
智頭町	まるたんぼう	27人(うち移住者4人)
	すぎぼっくり	10人(うち移住者8人)
伯耆町	hughug	12人
鳥取市	いきいき成器保育園	9人
	風りんりん	8人

森のようちえん認証制度 検討委員会 (官民協働)

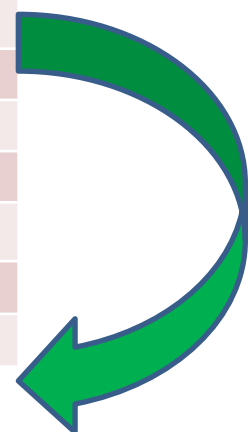
【森のようちえん認証制度 (H27~)】

19 認証した森のようちえんの運営を支援 ⇒ 地域の特性を活かした子育て支援の充実

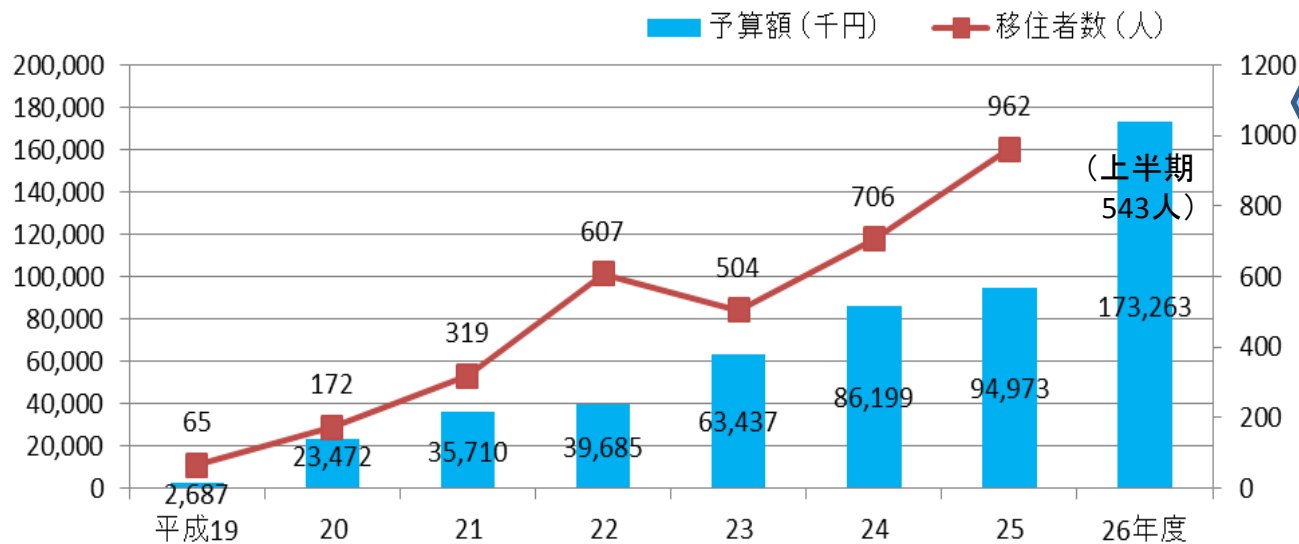
森のようちえんへの県の取組

移住定住施策の充実と移住者数の推移

事業開始	取組
H19	県移住定住サポートセンターの設置
H20	鳥取県移住定住推進交付金による支援、空き家改修費補助の支援
H21	住宅相談員の設置
H22	鳥取県田舎暮らしバンクシステムの運用 お試し体験ツアーの実施
H23	移住相談窓口をふるさと鳥取県定住機構に一元化 お試し住宅設置の支援
H24	市町村専任相談員設置への支援
H25	家財道具撤去費の支援
H26	空き家改修費の見える化(概算見積)支援



移住定住推進に係る予算額及び移住者数の推移



**H23～H26年度の
受入目標2000人を
1年早く達成!!
⇒3000人をめざす!**

H19～22: 1,163人
H23～25: 2,172人
(～26.9: 2,715人)
合計 3,335人
(～H26.9 3,878人)

地方創生の取組展開に向けた機構改革



地方創生元年～ 地方創生の波の高まりをとらえるため、体制を整え、**ロケットスタート**

地方創生のモデルを目指す
～地方創生は鳥取から～

◆東・中・西部各圏域ごとに設置
→地域の資源・特色・アイデアを活かす



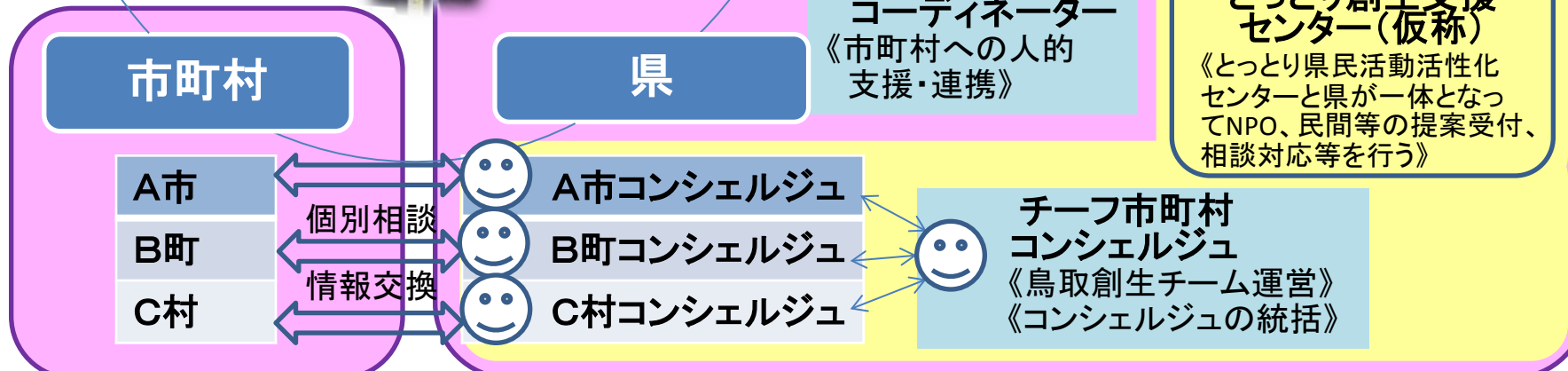
◆県・市町村で情報共有、協議を行うとともに、民間の視点も入れて幅広く意見聴取
→産学官金労連携(オール鳥取県)



一般財団法人
とっとり県民活動活性化センター

東・中・西部
とっとり創生支援
センター(仮称)
《とっとり県民活動活性化センターと県が一体となってNPO、民間等の提案受付、相談対応等を行う》

😊市町村応援
コーディネーター
《市町村への人的
支援・連携》



鳥取県ウェルカニ♪ キャンペーン

2014年10月1日～2015年2月28日

合言葉は、「**鳥取県**へウェルカニ♪」

鳥取県は、
「カニの水揚げ量」、
「一世帯あたりのカニ消費量」
が**日本一!!**



鳥取県のカニを全国へPR

11/5(水) とっとり・おかやま新橋館で、女優・蓮佛美沙子さんと平井知事による
首都圏メディアに向けた『蟹取県宣言!』

<キャンペーン概要>

期間中に鳥取県内の指定宿泊施設に宿泊された方の中から抽選で、
毎月100名様 (総勢500名様) に「鳥取のカニ」をプレゼント!!



10/13日 (月) 日本テレビ『月曜から夜
ふかし』SPでキャンペーンをPR

